

コロナ禍での中小事業者支援制度の復活と拡充を

【西脇議員】日本共産党の西脇郁子です。通告にもとづきまして、知事並びに理事者に伺います。

コロナ感染に加え、あらゆる分野での異常な物価高が京都府内の中小事業者の経営悪化に拍車をかけています。

中小企業家同友会全国協議会の、中小企業の調達難や価格上昇に関する調査では、「何らかの影響がある」と回答した企業は9割を超えています。帝国データバンクによる今年7月の物価高倒産は、月としては過去最多の31件で前年比の17件を大きく上回っている状況です。既に「倒産や廃業やむなし」という中小事業者が出ているもとで、国や府としてこうした事態を回避させ事業が継続できるよう最大の努力をはかることが極めて大事です。そのために必要な支援について数点伺います。

まずゼロゼロ融資の返済等に関わって伺います。

この制度は、短期間で返済することが前提の制度設計になっていました。ところが、すでに一部では融資の返済が始まっており、これまでコロナ禍で傷ついた事業が少しずつ動きだしたところに、冷水をかける事態が進もうとしています。帝国データバンクの今年2月調査によると、「ゼロゼロ融資などの新型コロナ関連融資を「借りた」「借りている」とした企業は、52.6%と過半数を占め、小規模企業では61.8%です。借りた資金の使い道は、賃金などの「人件費」が50.1%、次いで「原材料や商品の仕入れなど」43.4%でした。

同調査では、「コロナ関連融資を受けたことにより、経営の延命はできたかと思うが、急速な景気回復がない限り、返済に支障をきたす恐れがある」との不安の声がありました。また、東京商工リサーチの4月の調査での債務の過剰感についてのアンケート調査では「コロナ後に債務が過剰になった」「コロナ前から過剰感がある」を合わせると、34.1%が「過剰債務」だと回答しているように、中小企業にとって融資の返済が重い課題となっています。

このまま中小事業者が倒産廃業に追い込まれば、従業員の解雇等にとどまらず取引業者にも波及し、連鎖倒産が相次ぐことが危惧されます。現在、本府では、そうした中小事業者への支援策として「WITHコロナ・POST コロナチャレンジ事業補助金」事業や、今議会には「原油価格・物価高騰対策金融支援費」が提案されています。

ところが、これらの制度は、新規事業を展開するための店舗改装や設備導入経費支援などへの補助金や融資となっています。コロナ渦の下、企業として多様に変化しながら需要をつかむことが大事なのは言うまでもありませんが、長引くコロナ渦と物価高騰のもと、府内の少くない中小零細企業が毎日を乗り切るのに精いっぱい、しかも高齢化で事業継承も難しい中で、新規事業等の経営改善のためにさらに新たな借り入れや自己資金を投入しながら、再チャレンジできる気力と体力があるでしょうか。

少なくともコロナ禍が収束するまでは返済を猶予し、府内の金融機関でのゼロゼロ融資の借り換えが可能となるよう措置すべきと考えますが、いかがですか。

また、借り換え時の信用保証料の免除や、「20年返済・据置期間10年・期間中無利子」の全国共通の融資制度創設とともに、超過債務状態の事業者や返済を滞納する事業者などの資金繰りが、困難な中小

事業者が事業を継続するための特別融資や支援金の創設など、本府独自の思い切った支援が必要だと考えますが、いかがですか。

また、国に対し、事業復活支援金制度の復活及び支援額の増額と、給付額を拡大させた持続化給付金制度の復活を求めるべきだと考えますが、いかがですか。

事業者負担になるインボイス制度導入は中止を求めよ

【西脇議員】 現在の中小事業者等の苦境に追い打ちをかけ、消費を冷え込ませる要因が、10%の消費税と来年10月から導入予定のインボイス制度です。私は、京都個人タクシー協同組合など7つのタクシー組合からインボイス導入についてのお話を伺いました。

消費税が免税されている個人タクシー運転手には、インボイス領収書が発行されないため、タクシー代を経費で落とす社員などからインボイス領収書を求められても応じることができなくなり、乗車から除外される可能性があり、高齢化もあいまって「このまま廃業するしかないのか」と心配が広がっています。シルバー人材センターでも加入会員は個人事業主となりますが、報酬は1人当たり平均月3万8000円弱で、ほとんどが免税事業者です。

この場合、シルバー人材センターからの派遣員に委託した取引について、取引先は仕入税額控除が適用できなくなり、仕事が減るか、課税業者になれば収入も1割減収となり、年金生活をさらに脅かす事態となります。国は、インボイス制度の導入目的は新たな複数税率のもとで個々の商品・取引における消費税額を正確に把握するためとしていますが、そのために膨大な事務負担も課税事業者に加わることとなります。

また、個人情報情報を国税庁がサイトで全世界に公開し、誰でも全てダウンロード可能なうえに商用利用も可能というとてもない制度設計になっています。府として長引くコロナ禍で傷ついた中小企業にさらに多大な実務負担と新たな課税負担を押しつけるインボイス制度導入は中止を求めるべきではありませんか。

【知事・答弁】 コロナ禍できびしい経営環境にある中小事業者支援をするために実施した、無利子・無担保・無保証料の融資については、資金面で経営を支える大きな役割を果たしてまいりました。しかし、無利子期間の終了と元本返済開始のピークを来年度にむえる状況のなか、原油価格・物価高騰の影響が加わり、中小企業の資金繰りがいっそう深刻化する恐れがございます。そのため国に対しては、条件変更を実施する際に必要となる信用保証料への支援や、借り換えが可能で長期低金利となる新たな融資制度の創設を繰り返し求めてきたところがございます。国においては、9月8日付けで「中小企業活性化パッケージネクスト」として、中小企業の返済負担軽減策の検討や事業者の資金繰り支援のための金融機関への要請等を行うと発表されております。事業復活支援金及び持続化給付金についても、国に対して必要な支援の継続を繰り返し求めてまいりました。

また、京都府独自の支援についてでございます。京都府の資金繰り支援としては、昨年度から既存借り入れから借り換えが可能となる、伴走支援型経営改善応援資金を独自の融資制度として創設し、中小企業の事業継続を支援しているところでございます。

今定例会においても、厳しい経営環境にある中で、経営改善にとりくむ中小企業をさらに支援するために、必要な予算案を提案しております。引き続きあらゆる施策を総動員することによりまして、中小企業の事業継続に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

【吉井総務部長・答弁】インボイス制度は、複数税率のもとでの適正な課税を担保するしくみとして、R5年10月から導入することとされておりますが、その導入に伴いまして、免税事業者である方々が、課税事業者に転換する場合、消費税の申告などを新たな事務負担、課税負担が生じることへの懸念の声があることは承知をしております。こうした懸念に対しまして、国においてはIT導入補助金や持続補助金による中小事業者の事務負担の軽減や販路などを、免税事業者をはじめとしたインボイス制度導入にむけた環境整備に取り組まれております。京都府といたしましても、インボイス制度導入にむけた周知などにとり組むと共に、国に対しましても中小事業者に与える影響等をふまえながら、制度の円滑な導入に向けて、引き続き必要な支援等を行うよう求めてまいりたいと考えております。

【西脇議員・指摘要望】インボイス制度についてですが、財務省はこの制度導入で、新たに2480億円の消費税収が増えると試算していますが、それだけ中小事業者の負担が増えることとなります。先の代表質問の答弁でもありましたが、府としては、周知や広報等の支援を国に求めていくとしています。これは、今の中小零細事業者の苦境に全く向き合ったものでなく、さらに追い打ちをかけるものだと思います。インボイス制度の導入容認ではなく、中止を求めて頂くよう強く求めておきます。指摘をしておきます。

こうした中小事業者のみなさんが固定費にも使える、地方創生臨時交付金も活用した府独自の思い切った支援が必要だと考えますが、いかがですか。

【知事・再答弁】固定費支援などの事業継続や事業維持する支援につきましては、国が担い、京都府は事業者へのきめ細かな経営支援や、また地域の産業特性に合わせた補助制度などを担うことが重要であると考えております。国に対しましても、中小企業を取り巻く非常に厳しい状況をふまえ、引き続き支援制度の継続また充実を要望いたしますとともに、京都府といたしましても今議会においても提案しておりますけれども、限られた財源でありますけれども交付金等の財源を最大限活用いたしまして、中小企業に対しまして極め細やかな支援を実施してまいりたいと考えております。

【西脇議員・指摘要望】これまでの府の支援策は、設備投資など、体力がまだ残っている事業者支援が中心です。今必要なのは、すべての事業者が息継ぎでき事業が続けられるための支援であり、早急に実現を求めておきます。

消費生活相談員の専門性確保のため正規雇用へ改善を

次に京都府消費生活安全センターなどの専門相談員の役割とその処遇に関わって伺います。

本府の京都府安心安全な消費生活の実現を目指す行動計画（中間案）によれば、若年者の相談の特徴として「訪問販売」「マルチ・マルチまがい」等の相談割合が増える傾向があること、友人や先輩、SNS等での投資や就活セミナーやデート商法等で強引に借金やクレジット契約をさせられてしまうなど、契約知識が乏しいことによる若年消費者被害が見られるとされております。さらに成年年齢が18歳に引下げられたことで若年者の被害等の未然防止はますます重要になっております。

府立高校生への消費者教育については、令和4年度の入学生から適用される新学習指導要領の内容の実施や、高等学校等の教員向けの講座の開催や教材等の情報の提供等を行っておられますが、こうした消費者教育全般を市町村への支援も含め独自の教材を作成しながら最前線で担っておられるのが京都

府消費生活安全センターのコーディネーターと専門相談員さんです。

令和3年度の京都府内の消費生活相談窓口での相談件数は、前年度より若干減ったものの、相談内容も相変わらず幹旋が複雑化し1件の相談時間数も増加するなど件数だけでは測れない相談員さんたちのご苦勞を先日もお聞きしました。

また、平成30年には消費者庁から全国の都道府県に対して、消費生活相談員の任用についての協力依頼通知が出されています。その内容は、「消費生活相談員の高い専門性について適切な評価がなされ、日々の相談業務や研修から得られる知識の積み重ねにより、研鑽を積んだ者の任用が行われることはより質の高い消費生活相談を実現し消費者の安全安心が確保されることにも資するもの。また、任用回数に一律に制限を設けることなく専門性に配慮した任用と処遇をお願いすることは地方公務員法等の改正法の下でも変わらない。雇止め解消にご協力をお願いします」となっています。

ところが、京都府では、消費生活相談員の雇用は3年ごとの契約更新のため、複雑で高度な相談内容に的確に対応できるような経験が蓄積ができるのかと心配の声も現場からあがっています。消費者庁においても、消費生活センター等の消費生活相談員の育成・確保のための無料の資格試験対策講座を実施するまでになっています。

今後も専門相談員の処遇改善が進まなければ、消費生活相談員の担い手が京都府内でも不足し、府の消費生活安全センターはもとより、市町村や各学校等への消費生活支援等も後退することになるのではないのでしょうか。

平成30年に発出された、消費生活相談員の専門性と質の高い消費生活相談の実現の観点から、雇止め解消の協力依頼通知による消費生活相談センターの消費生活相談員の役割とその処遇に関し、次の諸点について所見を伺います。消費者庁から出された都道府県への通達の重要度は、現在ますます増加していると考えますが本府としてどのように受け止めておられますか。

大変な努力と研鑽を積んで相談員の資格を身につけ雇用されても3年の雇用期限という極めて不安定な雇用環境が相談員の担い手不足の大きな要因であると考えますが本府の認識はいかがですか。また、専門相談員の雇用を、現在の不安定な非正規雇用から正規雇用へ改善することが必要だと考えますが、いかがですか。また、相談員の雇用環境を改善するまでの間、3年の雇用期限を京都市並みの5年に延長すべきと考えますが、いかがですか。

低所得者世帯やひとり親家庭に物価高騰・光熱費代の支援を、

【西協議員】次に生活保護世帯への支援について伺います。

厚生労働省は、2018年4月以降に生活保護を受け始めた方や転居された方には、エアコンの設置費用を5万円を限度として支給できるよう制度改正を行いました。改正前からの受給世帯は、いまだに対象外です。H18年に出された厚労省の通達の際、出されたエアコンの設置条件に加えて「世帯内に熱中症予防が特に必要とされる者がいる」ことも明記されていますが、H18年3月以前と4月以降とは熱中症予防の必要性は何ら変わるものではなくとても理解できません。日常的に必要な生活必需品はやりくりして購入することが原則だと言われても、この物価高騰の中、生活保護費は平均6.5%引き下げられ、エアコンの設置の費用を貯めることは食費を削らざるを得ず、命を縮めることにもつながります。府として、2017年4月1日以前からの利用者も対象とするよう国に求めるべきではありませんか。

また、昨今の異常な物価高が生活保護世帯を直撃し、電気代が捻出できない、逆に電気代のために食費を削るなどの状況が進んでいます。

南区在住の生活保護利用者の、64歳の女性のひと月の生活費は月12万円です。そのうち、5万円の家賃、食費、光熱費、日用品などでぎりぎりの生活のため、室温が35度まで上がっても、クーラーは使わずうちわでしのぐという毎日です。南区生活と健康を守る会の会員130名の保護利用者のうち、1割の方はクーラーを使っておられません。

生活保護制度の趣旨である「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」ために、生活保護制度利用者の厳しい夏季や冬季での生活実態に即した支援が急がれます。

府として国に対して、利用者の命と健康を守るためにも夏季加算の創設を求めるとともに府独自にかつて実施されていた夏季及び冬季見舞金を復活させることが必要ではありませんか。

また、夏季同様、電気代や灯油高騰の中、これまで同様の冬季加算では焼け石に水の状況ですので、冬季加算の増額も国に求めるとともに、物価高にもかかわらず減額された生活保護費を引き上げるよう国に求めるべきではありませんか。

生活保護基準の1・5倍以下の低所得世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、低年金世帯等に対して、「物価・光熱費代手当」の支給が必要だと考えますがいかがですか。

元堀川警察署跡地は地元住民が希望している活用を

【西協議員】最後に元堀川警察署跡地の活用について伺います

堀川警察署跡地の活用については、2012年に警察署が廃止された当初から、地元の醒泉学区の連合自治会や当時の醒泉小学校の保護者の皆さんから、学区内を分断する堀川通りから西側の住民の貴重な一時避難場所として、公園とともに交番の設置要望が京都府に2度にわたり提出されてきました。

ところが先日、本府は、この跡地の活用について一部国有地は年度内に返還し、残りの6割の府の土地2200平米について、既に定期借地権方式による「交番機能」を含む施設としての活用を検討するためのサウンディング調査の参加申込の受け付けを先月31日から開始し、その応募要件は、法人又は法人のグとところでループとされています。これまで本府は、京都市に活用方法を確認したが、その予定はないという回答だったとお聞きしていますが、先月、地元学区連合会からは、3度目の京都府に対する公園設置の要望書が出されています。これまで3度にわたり地元から出されていた要望に全く耳を貸さないまま住民不在で元堀川警察署の土地活用計画がすすめられているのは問題だと考えます。

私は、これまでも府民の財産である府有地の活用のあり方については、地元自治会などに照会し、意見を募り、府・市とともに協議するという観点が必要だと指摘してまいりました。元堀川警察署跡地活用の進め方につきましてもその観点での見直しが必要だと考えますが、いかがですか。

【吉井総務部長・答弁】元堀川警察署の跡地の活用についてでございます。H24年度に現在の中京警察署及び下京警察署への再編で廃止され、跡地の内、国有地部分につきましては、R4年1月に返還が完了しているところです。府有地の活用につきましては、府有資産利活用推進プランにもとづきまして、府庁内及び地元市町村に要望を紹介した上で、方策を検討することとしております。元堀川警察署跡地の活用にあたりましても、府庁内及び京都市に紹介し、警察本部からは老朽化した近隣交番の移転先として活用希望がございましたが、京都市からは活用要望がないとお聞きしている所です。

こうした状況をふまえて、現在民間事業者の創意工夫を生かした提案を求めるサウンディング型市場調査を実施しており、今後、応募された提案を参考に事業化にむけた検討を進めてまいりたいと考え

ております。

【益田府民環境部長】 京都府消費生活安全センターの消費生活相談員の役割と処遇についてでございます。消費者庁通知についてでございますが、消費生活相談員は、府民から寄せられる様々な相談に丁寧に対応し、府民の安心安全な消費生活のため、大変重要な役割を担っているものであり、通知にあるように高い専門性を備えた相談員の任用と処遇が必要と考えており、これをふまえた運用を行っているところでございます。なお、京都府に置きましては、雇用にあたり任用回数に制限を設ける、いわゆる雇い止めは、これまでから行っておりません。

次に、担い手不足の要員についてですが、京都府においては14名の雇用を用意し、現在のところ必要な体制を確保できているところでございます。しかしながら相談員の確保に苦慮している市町村もあり、この要因としては専門性を有する資格が必要であることや、相談員の仕事内容や充分知られていないことからあると考えております。この課題解消にむけ、資格取得のサポートや職業としての相談業務の魅力発信を積極的に行うことにより、市町村とともに担い手の拡大に取り組んでいるところでございます。

また、正規雇用についてでございますが、消費生活相談員は一定の専門的業務に従事するものの、人事異動を伴う長期かつ多様な行政経験を要しない職として、正規の職員ではない一般職として会計年度任用職員に位置づけられており、これはR2年4月施行の改正地方公務員法等の規定に沿って運用しているところでございます。尚、この改正により期末手当が支給されることになるなど、従前に比べ雇用条件は改善が図られております。

次に雇用条件の延長についてでございますが、京都市においては消費生活相談員に限らず、会計年度任用職員については、能力実証による選考を経ては限らず、連続4回まで公務によらない任用を行う運用がなされております。

京都府におきましては、任用における平等を取り扱いの原則及び成績主義をふまえた国の取り扱いに順次、公募によらない任用は2回までとすることが妥当であると考えております。

いづれにいたしましても、消費生活相談員の処遇につきましては、高い専門性を発揮しながら安心して職務遂行ができる環境を整えることが、大切であると考えており今後とも引き続き優秀な人材の確保と育成を図ることで、府民の安心安全な消費生活が実現できるよう努めてまいります。

【長谷川健康福祉部長】 生活保護世帯等への支援についてでございます。生活保護制度は、すべての国民が健康で文化的な生活水準を維持できるよう、国が最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援するナショナルミニマムの制度でございます。冷房器具の設置費用につきましては、従来、日常の生活費のやり繰りにより賄まかなうこととされておりましたが、国に繰り返し要望してきた結果、H30年3月依然から生活保護を受給されている方は現在も支給対象となっていないことから、国に対し支給対象を拡大するよう求めているところでございます。

京都府独自の夏期・冬期見舞金につきましては、生活保護制度を補うものとして支給しておりましたが、国において生活保護基準について一般低所得者世帯との、適切な均衡が図られたことから、H16年度限りで廃止したものであります。なお、受給者の熱中症予防等の観点から国に対し冷房器具の使用に伴う電気代を補填する制度を創設するとともに、冬期加算についても物価の上昇等を反映したものとなるよう要望しているところであります。

また、生活保護につきましては現在、社会保障審議会の生活保護基準部会におきまして、見直しにむ

けた検証作業が進められているところであり、国に対し受給者の生活実態を十分に踏まえた制度となるよう要望しております。

次に、物価高騰等の支援についてであります。6月定例会においてご議決いただきました物価高騰対策緊急生活事業費により、生活困窮世帯やひとり親世帯等に対し、食料品や生活必需品を支給しているところです。また、社会福祉協議会や保健所の窓口で暮らしの状況をお聞きし、生活、就労等の必要な支援につなげているところであり、今後もしっかりと支援してまいりたいと考えております。

【西協議員・指摘要望】消費生活安全センターの相談員の処遇改善についてですけれども、今後、ますます複雑で高度な相談が増加するもとの、相談員の役割と存在は一層重要になっています。問題は、会計年度任用職員という不安定な身分をいつまで続けるのかということなんです。結局3年ごとで、次はまた働き続けられるのかどうかという不安のお話もお聞きしました。専門性と果している役割にふさわしい正規雇用への処遇改善こそ必要だと強く求めておきたいと思っております。

生活保護世帯への支援についてですが、今では、エアコン設置と使用は命にかかわる問題だということを認識していただきたいと思っております。かつて京都府が実施していた夏季、冬季見舞金の復活を求めておきたいと思っております。

元堀川警察署跡地の活用ですけれども、同じ下京区内の元中小企業指導所跡地の活用については、長年の地元要望が実りまして、高齢者福祉設などが建設されることになり地元住民から歓迎されているところです。元堀川警察署跡地については、「京都市に問い合わせたけれども活用方法がない」ということでしたが、そんなことはありません。3度に渡って地元からも繰り返し要望があるわけですから、京都市から無いというのは間違いだと思います。住民のみなさんが希望されている元府立中小企業所の跡地のような活用を強く求めて質問を終わります。